

【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表 (兼事前提出資料)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所番号	
事業所の名称	
事業所の所在地	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail	
法人の名称	
法人の代表者名	
管理者名	
主な記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日
(実地指導日)	令和 年 月 日

営業日															
営業時間								サービス提供時間							
利用定員								前年度平均利用者数 ※							
	人										人				
前年度 利用状況 (月別)	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均	
	実人員														
	延人員														
	開所日数														

※前年度の平均利用者数＝延人員÷開所日数（小数点第2位以下を切上げ）

【参考】実人員は実際に該当月にサービスを利用した利用者の数、延人員は利用回数も人数として換算（例えば、1ヶ月の間に1人の利用者が2回利用すれば2人と算出）する数

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣 旨

この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。
(「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。)
- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

3 根拠法令等

根拠法令の欄は下記を参照してください。

地域密着型基準 条例	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年松本市条例第 47 号)
法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
施行令	介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
平 18 厚労令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号)
地域密着型解釈 通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331004 号)
平 27 老振発 327	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条の 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項に（第 182 条第 1 項において準用する場合も含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について (平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号・老老発 0327 第 1 号)
平 18 厚労告 126	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)
平 18 厚労告 128	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号)
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

	(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)
平 27 厚労告 94	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 4 号)
平 27 厚労告 95	厚生労働大臣が定める基準 (平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 5 号)
平 27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める施設基準 (平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 6 号)

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課
 〒390-8620 松本市丸の内 3 番 7 号
 松本市役所 東庁舎 2F
 TEL : 0263(34)3287 FAX : 0263(34)3204
 e-mai : fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

介護サービス事業者自己点検表 目次

項目	内 容	担当者 確認欄
第1	基本方針	
1	一般原則	
2	基本方針	
第2	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
3	基本サービス	
第3	人員に関する基準	
4	従業者の員数等	
5	管理者	
第4	設備に関する基準	
6	設備及び備品等	
第5	運営に関する基準	
7	内容及び手続きの説明及び同意	
8	提供拒否の禁止	
9	サービス提供困難時の対応	
10	受給資格等の確認	
11	要介護認定の申請に係る援助	
12	心身の状況等の把握	
13	指定居宅介護支援事業者等との連携	
14	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	
15	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	
16	居宅サービス計画等の変更の援助	
17	身分を証する書類の携行	
18	サービスの提供の記録	
19	利用料等の受領	
20	保険給付の請求のための証明書の交付	
21	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	
22	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	
23	主治の医師との関係	
24	定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	
25	喀痰吸引等について	
26	同居家族に対するサービス提供の禁止	
27	利用者に関する市への通知	
28	緊急時等の対応	
29	管理者の責務	
30	運営規程	
31	勤務体制の確保等	
32	業務継続計画の策定等	
33	衛生管理等	

項目	内 容	担当者 確認欄
34	掲示	
35	秘密保持等	
36	広告	
37	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
38	苦情処理	
39	地域との連携等	
40	事故発生時の対応	
41	虐待の防止	
42	会計の区分	
43	記録の整備	
44	電磁的記録等	
第6	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	
45	適用除外	
46	指定訪問看護事業所との連携	
第7	変更の届出等	
47	変更の届出等	
第8	その他	
48	介護サービス情報の公表	
49	法令遵守等の業務管理体制の整備	

自 己 点 検 の ポ イ ン ト		点 検	根拠法令	確認書類
第1 基本方針				
1 一般原則	① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第3条第1項	・運営規程 ・重要事項説明書
	② 事業を運営するにあたっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第3条第2項	
2 基本方針	事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっていますか。 ※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければなりません。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第4条	・運営規程 ・重要事項説明書
第2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
3 基本サービス	基本方針に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとなっていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第5条第1号 平18厚労令34 第3条の3	・運営規程
	(1) 「定期巡回サービス」 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 ※ 「定期的」とは、原則として1日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定してください。 ※ 「訪問介護員等」とは、次のいずれかの資格を持つものとされています。 ア 介護福祉士 イ 看護師、准看護師 ウ 実務者研修修了者 エ 介護職員初任者研修課程を修了した者 ※ 介護職員の研修課程等の見直しに係る施行規則の一部改正の施行の際（平成25年4月1日）、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護に関する1級課程及び2級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者については、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。 また、施行の際、旧課程を受講中のものであって、施行後に当該研修課程を修了したものについても、すべて介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取扱います。		地域密着型解釈通知 第3の一の1の(2)の①	
	(2) 「随時対応サービス」 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス ※ 「看護師等」とは、次のいずれかの資格を持つものとされています。 ア 保健師 イ 看護師 ウ 准看護師 エ 理学療法士 オ 作業療法士 カ 言語聴覚士 ※ 利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応すること。また、随時の訪問の必要が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替えるなどの対応を行うこと。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めること。		法 第8条第2項 施行令 第3条 施行規則 第22条の23 介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）（平24老振発0328第9号）記Ⅰの6 地域密着型基準条例 第5条第2号 地域密着型解釈通知 第3の一の1の(2)の②	
	(3) 「随時訪問サービス」 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話 ※ 随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めてください。 なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得てください。		地域密着型基準条例 第5条第3号 地域密着型解釈通知 第3の一の1の(2)の③	
	(4) 「訪問看護サービス」 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 ※ 医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではありません。また、訪問看護サービスには定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれます。		地域密着型基準条例 第5条第4号 地域密着型解釈通知 第3の一の1の(2)の④	

第3 人員に関する基準				
自己点検のポイント		点検	根拠法令	確認書類
4 従業者の 員数	〔用語の定義〕			
	「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と指定短期入所生活介護事業所が併設されている場合、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者と指定短期入所生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。		地域密着型解釈通知 第2の2の(3)	
	※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常勤として扱われるのは、管理者（施設長）のような直接処遇を行わない業務で、「同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる」といったただし書きがあるものに限ります。同時並行的に行うことができない直接処遇を行う業務（看護、介護、機能訓練、相談業務など）は、原則として兼務した場合は、それぞれ常勤が勤務すべき時間に達しなくなるため、双方の事業所とも、正職員などの雇用形態に関わらず「非常勤」となります。		地域密着型解釈通知 第2の2の(1)	
	「常勤換算方法」 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスのサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が双方を兼務する場合、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の勤務延時間数には、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。		地域密着型解釈通知 第2の2の(2)	
	「勤務時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。 なお、従業者1人につき勤務時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。		地域密着型解釈通知 第2の2の(4)	
	「専ら従事する・専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		法 第78条の4第1項 地域密着型基準条例 第6条第1項	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・経歴書 ・出勤簿、タイムカード等 ・資格証等(写)
	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。	はい・いいえ	法 第78条の4第1項 地域密着型基準条例 第6条第1項	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・経歴書 ・出勤簿、タイムカード等 ・資格証等(写)
	※ 「オペレーター」とは、随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいいます。 ※ オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要がありますが、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えありません。午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。 またサテライト拠点のある事業所においては、本体事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターの配置があれば基準を満たすとされています。		地域密着型解釈通知 第3の1の2の(1)の①の口	
	② 看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかの資格を有していますか。	はい・いいえ	地域密着型解釈通知 第3の1の2の(1)の①のイ	
	※ ②の有資格者がオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は当該事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び日訪問介護職員養成研修2級修了者にあっては、3年以上)従事した者をもって充てることもできます。		地域密着型基準条例 第6条第2項	
(1) オペレーター	※ この場合の「1年以上（3年以上）従事」とは、単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものです。		地域密着型解釈通知 第3の1の2の(1)の①のイ	
	③ オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等を配置していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第6条第3項	
	※ 同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができます。		地域密着型解釈通知 第3の1の2の(1)の①の口	
	④ オペレーターは専らその職務に従事していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第6条第4項	
	※ 利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができます。			
	※ 当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行っているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けることができる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たします。		地域密着型解釈通知 第3の1の2の(1)の①のハ	
	※ また、利用者以外の者から通報を受け付ける業務に従事することができることとされていますが、これは、例えば、市町村が地域支援事業の任意事業において、家庭内の事故等による通報に、夜間を含めた365日24時間の随時対応ができる体制を整備する事業を行っている場合、その通報を受信するセンターと指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備の共用が可能であり、オペレーターは、この市町村が行う業務の受信センター職員が行う業務に従事することができるということです。		地域密着型解釈通知 第3の1の2の(1)の①のハ	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	※ 利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合には、オペレーターは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができます。 なお、「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合を指します。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の①のホ	
	⑤ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、④の規定にかかわらず、当該事業所等の職員をオペレーターとして充てることができます。 ア 指定短期入所生活介護事業所 イ 指定短期入所療養介護事業所 ウ 指定特定施設 エ 指定小規模多機能型居宅介護事業所 オ 指定認知症対応型共同生活介護事業所 カ 指定地域密着型特定施設 キ 指定地域密着型介護老人福祉施設 ク 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ケ 指定介護老人福祉施設 コ 介護老人保健施設 サ 介護医療院		地域密着型基準条例第6条第5項各号	
	※ 上記⑤の施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員（②の要件を満たす職員に限る。）をオペレーターとして充てることができます。また、当該オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取り扱うことができます。 ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できない（オペレーターの配置についての考え方については④と同様）ため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られることに留意してください。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の①のハ	
(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等	交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第6条第1項第2号 地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の②	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・経歴書 ・出勤簿、タイムカード等 ・資格証等(写)
(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	① 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第6条第1項第3号	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・経歴書 ・出勤簿、タイムカード等 ・資格証等(写)
	② 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専らその職務に従事していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第6条第6項	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・経歴書 ・出勤簿、タイムカード等 ・資格証等(写)
	※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができます。			
	※ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、(1)④及び(3)②の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスの職務に従事することができます。		地域密着型基準条例第6条第7項	
	※ これによりオペレーターが随時訪問サービスの職務に従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、地域密着型基準条例第7条第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができます。		地域密着型基準条例第6条第8項	
	※ 「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」とは、ＩＣＴ等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合です。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の①のホ	
(4) 訪問看護サービスを行う看護師等	① 次に掲げる職種の区分に応じ、配置していますか。 ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この点検表において「看護職員」という。）を常勤換算方法で、2.5以上 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数	はい・いいえ 該当なし	地域密着型基準条例第6条第1項第4号	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・経歴書 ・出勤簿、タイムカード等 ・資格証等(写)
	※ 職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の④のイ	
	② 看護職員のうち、1人以上は、常勤の保健師又は看護師（以下この点検表において「常勤看護師等」という。）を配置していますか。	はい・いいえ 該当なし	地域密着型基準条例第6条第9項	
	※ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員についての勤務延時間数の算定については、次のとおりとします。 (1) 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がある事業所における、勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員の前年度の適当な平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とします。 (2) 勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期的実績しかない等のため(1)の方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと認められる事業所については、当該勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入します。なお、この場合においても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となります。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の④のロ	
	※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間として算入して差し支えありません。 ただし、看護職員が訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間数については、当該常勤換算を行う際に算入することはできません。（当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき勤務時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取り扱うこと。）		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の④の二	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で2.5以上配置されていることで、双方の基準を満たします。 なお、これに加えて看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2.5以上の看護職員の配置が必要であることに留意してください。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の④のホ	
	③ 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制を確保していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第6条第10項	
	※ 訪問看護サービスを行う看護職員は、オペレーターや随時訪問サービスを行う訪問介護員等のように、常時の配置を求めています。利用者の看護ニーズに適切に対応するため、常時、当該看護職員のうち1人以上の者との連絡体制を確保してください。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の④のト	
(5) 計画作成責任者	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等のうち1人以上を、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下「計画作成責任者」という。）として配置していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第6条第11項	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・経歴書 ・出勤簿、タイムカード等 ・資格証等(写)
	※ 計画作成責任者は(1)から(4)までに掲げる定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任しなければならないこととしており、オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者については当該資格等を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意してください。なお、利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保してください。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(1)の⑤	
5 管理者	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を配置していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第7条	・勤務表 ・雇用契約書、辞令等 ・出勤簿、タイムカード等
	※ ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとします。 なお、管理者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等である必要はありません。		地域密着型解釈通知第3の一の2の(2)	
	(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等又は訪問看護サービスを行う看護師等の職務に従事する場合		地域密着型解釈通知第3の一の2の(2)の①	
	(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定訪問看護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一の事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の、当該指定訪問看護事業所、指定訪問看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事する場合		地域密着型解釈通知第3の一の2の(2)の②	
	(3) 特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合		地域密着型解釈通知第3の一の2の(2)の③	

第4 設備に関する基準					
6 設備及び 備品等	① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていますか。		はい・いいえ	地域密着型基準条例 第8条第1項	・平面図
	※ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。なお、区分がされていなくても業務に支障のないときは、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。			地域密着型解釈通知 第3の一の3の(1)	
	※ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。			地域密着型解釈通知 第3の一の3の(2)	
	② サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。		はい・いいえ	地域密着型解釈通知 第3の一の3の(3)	
	※ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮してください。				
	③ 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、事業所ごとに次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに以下の機器等を携帯させていますか。 ア 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 イ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等		はい・いいえ	地域密着型基準条例 第8条第2項	
	※ 上記アについては、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができます。				
	※ 利用者からの通報を受けるための機器については、必ずしも当該事業所に設置され固定されている必要はなく、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできます。			地域密着型解釈通知 第3の一の3の(4)	
	※ また、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受けた際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならないが、通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。したがって、通報を受ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。			地域密着型解釈通知 第3の一の3 (4)	
	※ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積する機器等については、事業所・事業者内ネットワークや情報セキュリティに十分に配慮した上で、インターネットを利用したクラウドコンピューティング等の技術を活用し、オペレーターが所有する端末から常時利用者の情報にアクセスできる体制が確保されていれば、必ずしも当該事業所において機器等を保有する必要はありません。 また、常時利用者の情報にアクセスできる体制とは、こうした情報通信技術の活用のみに限らず、例えば、オペレーターが所有する紙媒体での利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され当該事業所において一元的に管理されていること等も含まれるものです。			地域密着型解釈通知 第3の一の3 (5)	
④ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布していますか。 ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではありません。		はい・いいえ 該当なし	地域密着型基準条例 第8条第3項		
※ 利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報が適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話等を配布すること又はケアコール端末を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えありません。			地域密着型解釈通知 第3の一の3の(6)		
※ 利用者に配布するケアコール端末等については、オペレーターに対する発信機能のみならず、オペレーターからの通報を受信する機能を有するものや、テレビ電話等の利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を確認し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者の在宅生活の安心感の向上に資するものであることが望ましいです。			地域密着型解釈通知 第3の一の3の(7)		

第5 運営に関する基準				
7 内容及び 手続きの 説明及び 同意	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第9条第1項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・契約書 ・同意書
	※ 「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、以下の項目等です。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務の体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等)		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(2)の ①	
	※ わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、書面による同意を得なければなりません。			
	※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、地域密着型基準条例第6条においておくべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。			
8 提供拒否 の禁止	正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではいませんか。	いない・いる	地域密着型基準条例 第10条	・利用申込受付簿等
	※ サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じられない場合 イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(3)	
9 サービス 提供困難 時の対応	利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第11条	・利用申込受付簿等
10 受給資格 等の確認	① サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第12条第1項	・被保険者証の写し
	② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。	はい・いいえ 事例なし		
11 要介護認 定の申請 に係る援 助	① 利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第13条	・被保険者証の写し ・利用者情報
	② 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ		
12 心身の状 況等の把 握	サービスの提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第14条	・利用者情報 ・サービス担当者会議の要点等
13 指定居宅 介護支援 事業者等 との連携	① サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第15条	・サービスの提供に関する記録
	② サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はい・いいえ		
14 法定代理 受領サー ビスの提 供を受け るための 援助	① 利用申込者が介護保険法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者へ依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第16条	・サービスの提供開始に係る記録
	② 居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること等その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ		
15 居宅サー ビス計画 に沿った サービスの 提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第17条	・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書
	※ 随時の訪問を行う場合や、定期巡回サービスの訪問時間帯又は内容等の変更を行った場合は、担当の介護支援専門員に対して適宜報告を行う等、適切な連携を図ってください。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(9)	
16 居宅サー ビス計画 等の変更 の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行なっていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第18条	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

17 身分を証 する書類 の携行	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第19条	・身分証 ・業務マニュアル
18 サービスの 提供の 記録	① サービスを提供した際には、利用者及びサービス事業者がその時点での支給限度額との関係やサービス利用状況を把握できるようにするため、サービスの提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面（サービス利用票）に記載していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第20条	・サービス提供票 ・居宅サービス計画書 ・業務日誌
	② サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供していますか。	はい・いいえ		
	※ 記録すべき事項は次のとおりです ア サービスの提供日 イ 具体的なサービスの内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(12)の②	
	※ なお、当該記録は、2年間保存しなければなりません。		地域密着型基準条例 第42条第2項	
19 利用料等 の受領	① 法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者へ支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第21条第1項	・領収証(控) ・運営規程 ・重要事項説明書
	※ 法定代理受領サービスとして提供される指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法の規定により保険給付の率が異なる場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものです。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(13)の①	
	② 法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、当該サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第21条第2項	
	※ 介護保険給付の対象となる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をしても差し支えありません。 ア 利用者に、当該事業が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計と区分していること。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(13)の②	
	③ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額を利用者から受けていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第21条第3項	
	④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第21条第4項	
	⑤ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。	いない・いる	地域密着型解釈通知 第3の一の4の(13)の⑤	
	※ なお、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。			
	⑥ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付していますか。	はい・いいえ	法 第42条の2第9項 準用(第41条第8項)	
	⑦ 上記⑥の領収証に、サービスについて利用者から支払を受けた費用の額のうち、利用料の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	はい・いいえ	施行規則 第65条の5 準用(第65条)	
	〔参考〕 「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」（平成12年6月1日老発第509号、平成28年10月3日事務連絡） ※ 領収証の記載内容は、上記事務連絡の別紙様式に準じたものとし、医療費控除の対象となる金額及び居宅介護支援事業者等の名称等も記載してください。			
20 保険給付 のための証 明書の交 付	法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第22条	・サービス提供証明書（控）

21 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針	① 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第23条第1項	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・サービス記録
	② 事業者は自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第23条第2項	・評価を実施した記録
22 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な取扱方針	① 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第1号	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・重要事項説明書 ・サービス記録 ・業務日誌 ・主治医の指示書 ・研修計画、復命書等
	② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第2号	
	③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第3号	
	④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第4号	
	⑤ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第5号	
	⑥ 特殊な看護等（広く一般に認められていない看護等）については、これを行っていますか。	いない・いる	地域密着型基準条例第24条第6号	
	⑦ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第7号	
	⑧ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第8号	
	⑨ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その内容等について利用者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めるとともに、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第9号	
	※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性（緊急性）、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、継続等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(15)の⑤	
	※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存しなければなりません。		地域密着型基準条例第42条第2項	
23 主治の医師との関係	⑩ サービスの提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第10号	・運営規程 ・合鍵に関するマニュアル等
	⑪ サービスの提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第24条第11号	
	① 常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第25条第1項 地域密着型解釈通知第3の1の4の(16)の①	
	※ 主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。		地域密着型基準条例第25条第2項	
	② 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第25条第2項	・訪問看護指示書 ・訪問看護報告書 ・診療記録（医療機関が運営している場合）
	※ 当該文書は、2年間保存しなければなりません。		地域密着型基準条例第42条第2項	
	③ 主治の医師に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第25条第3項	

	④ 医療機関が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合は、主治の医師の文書による指示と定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画、定期巡回・随時対応型訪問介護看護報告書の提出は、診療録等への記載によるものでも差し支えありません。		地域密着型基準条例第25条第4項	
24 定 期 巡 回・随時 対応型訪 問介護看 護計画等 の作成	① 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第1項	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・居宅サービス計画書 ・サービス担当者会議の要点 ・計画作成の打合せに関する記録 ・利用者に関する記録 ・アセスメント表 ・モニタリング記録 ・居宅介護支援事業所への報告書 ・訪問看護報告書
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、アセスメントを行い、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとします。定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(17)の①	
	② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第2項	
	※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、日々の定期巡回サービスの提供や看護職員によるアセスメントにより把握した利用者の心身の状況に応じた柔軟な対応が求められることから、居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時にかかわらず、居宅サービス計画の内容を踏まえた上で計画作成責任者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時及びサービスの具体的内容を決定することができます。 この場合において、利用者を担当する介護支援専門員に対しては、適宜、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提出、報告し、緊密な連携を図ってください。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(17)の②	
	③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえて作成していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第3項	
	※ 介護と看護が一体的に提供されるべきものであることから、訪問看護サービスを利用しないものであっても、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタリングを行わなければならないとされています。 ここでいう「定期的に」とは、概ね1月に1回程度行われることが望ましいですが、当該アセスメント及びモニタリングを担当する看護職員の意見や、日々の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により把握された利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施してください。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(17)の③	
	※ アセスメント及びモニタリングを担当する看護職員については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であることが望ましいですが、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が実施する他の事業に従事する看護職員により行われることも差し支えありません。 この場合において、看護職員は、計画作成責任者から必要な情報を得た上で、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の趣旨を踏まえたアセスメント及びモニタリングを行う必要があるため、在宅の者に対する介護又は看護サービスに従事した経験を有する等、要介護高齢者の在宅生活に関する十分な知見を有している者である、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在地の日常生活圏域内で他の事業に従事している等、利用者の当該地域における生活の課題を十分に把握できる者でなければなりません。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(17)の③	
	④ 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、①に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第4項	
	⑤ 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、④の記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し必要な協力を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第5項	
	※ 当該内容の記載に当たっては、看護に関する十分な知見を有することが求められていることから、計画作成責任者が常勤看護師等でない場合は、常勤看護師等の助言、指導等の必要な管理のもとに行わなければなりません。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(17)の④	
	⑥ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第6項	
	※ 目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(17)の⑤	
	⑦ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第7項	
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、2年間保存する必要があります。		地域密着型基準条例第43条第2項	
	⑧ 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成後においても、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第8項	
	※ 計画作成責任者は、従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかどうかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理をわなければなりません。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(17)の⑧	
	⑨ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行う際にも、①～⑦に準じて取り扱っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第9項	
	⑩ 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第10項	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	※ 「訪問看護報告書」は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいいます。当該報告書の記載と、先に主治医に提出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。なお、当該報告書についても、計画書と同様に定期的に主治医に提出してください。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(17)の⑨	
	⑪ 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第26条第11項	
	※ 常勤看護師等にあつては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った実施状況を把握し、訪問看護報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(17)の⑩	
	※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、地域密着型基準条例第25条第3項の規定に基づき、訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(17)の⑪	
	⑫ 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	地域密着型解釈通知第3の一の4の(17)の⑫	
25 喀痰吸引等について (該当事業所のみ記入してください)	① 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。	はい・いいえ	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、第48条の3 同法施行規則第26条の2、第26条の3	・喀痰吸引に係る書類
	② 事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。 (介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。)	はい・いいえ	平成23年11月11日社援発1111第1号	
	③ 介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。 また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。 ☐ 医師の指示書が保管されている。 ☐ 指示書は有効期限内のものとなっている。	はい・いいえ	厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」	
	④ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。	はい・いいえ		
	⑤ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	はい・いいえ		
	⑥ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	はい・いいえ		
	⑦ 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	はい・いいえ		
	⑧ たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	はい・いいえ		
	⑨ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	はい・いいえ		
26 同居家族に対するサービス提供の禁止	従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせていませんか。	いない・いる	地域密着型基準条例第27条	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・サービス記録
27 利用者に関する市町村への通知	① 利用者が正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例第28条	・市に通知した記録
	② 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	はい・いいえ 事例なし		
28 緊急時等の対応	① サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例第29条	・運営規程
	② ①の従業者が看護職員である場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。	はい・いいえ 事例なし		

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

29 管理者等の 責務	① 管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第30条	・組織図 ・業務日誌等 ・業務分担票
	② 管理者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はい・いいえ		
	③ 計画作成責任者は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容等の管理を行っていますか。	はい・いいえ		
30 運営規程	指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 運営規程には、次に掲げる事項を定めるものとします。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 緊急時等における対応方法 キ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ク 虐待の防止のための措置に関する記録 ケ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第31条	・運営規程
	※ 営業日は365日と、営業時間は24時間と記載してください。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(21)の①	
	※ 「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料（1割、2割又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(21)の④	
	※ 「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではありません。また、通常の事業の実施地域については、事業者が任意に定めるものであるが、指定地域密着型サービスである指定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、市が定める日常生活圏域内は、少なくとも通常の事業の実施地域に含めることが適当です。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(21)の⑤	
	※ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法及び研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること（以下、他のサービスについても同趣旨）。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(21)の⑥	
31 勤務体制 の確保等	① 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。	はい・いいえ	労働基準法 第15条 労働基準法施行規則 第5条	・就業規則 ・雇用契約書 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・雇用契約書、辞令等 ・研修計画、復命書等
	※ 雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間に関する事項 ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準 ③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項 ④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替 制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 ⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑦昇給の有無（※） ⑧退職手当の有無（※） ⑨賞与の有無（※） ⑩相談窓口（※）			
	※ 非常勤職員のうち、短時間労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。			
	② 利用者に対し、適切な指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第32条第1項	
	※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしてください。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(22)の①	
	③ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者によってサービスを提供していますか。 ただし、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下、「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができます。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第32条第2項	
	※ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者とは、雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等とします。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(22)の②	
	※ なお、訪問看護サービスに従事する看護師等又は社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則（昭和61年厚生省令第49号）第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者であっては認められません。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(22)の②	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	※ ③の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。		地域密着型基準条例第32条第3項	
	※ 一体的実施ができる範囲について市町村を超えての一体的実施を妨げるものではなく、随時対応サービスが単なる通報受け付けサービスではないことを踏まえ、それぞれの事業所における利用者情報（提供されている具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）、事業所周辺の医療機関の情報、随時の気象状況や道路状況等、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであり、全国の利用者に対する随時対応サービスを1か所の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に集約するような業務形態は想定していません。 なお、一体的実施に当たっては同一法人の事業所間に限らず、別法人の事業所間でも認められるものであるが、この場合、契約に基づくこととし、当該契約において、当該業務に要する委託料及び当該委託業務に要する委託料並びに利用者に関する情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在及び緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容について説明を十分に行ってください。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(22)の④	
	※ 随時対応サービスの一体的実施により、随時対応サービスを行わない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては、実施しなければなりません。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(22)の④	
	④ 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第32条第4項	
	※ 研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(22)の⑤	
	⑤ 適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第32条第5項	
	※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(22)の⑥	・研修実施状況確認記録の【有・無】 （実施日時、参加者、配布資料等） ハラスメント対策の実施【有・無】
32 業務継続 計画の策 定等	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第32条の2第1項	
	※ 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けられるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第3条の30の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(23)の①	
	※ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携		地域密着型解釈通知第3の一の4の(23)の②	
	② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第32条の2第2項	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(23)の③	
	※ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(23)の④	
	③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第32条の2第3項	
33 衛生管理等	① 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第33条第1項	・健康診断の記録 ・衛生マニュアル等
	※ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回（ただし、深夜業労働者等は6ヶ月以内ごとに1回）、定期に健康診断を実施しなければなりません。		労働安全衛生法第66条	
	※ 手洗所等の従業員共用のタオルは、感染源として感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。			
	② 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第33条第2項 地域密着型解釈通知第3の一の4の(24)の①	
	※ 従業員が感染源となることを予防し、また感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じていますか。			
	③ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		地域密着型基準条例第33条第3項	
	1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。	はい・いいえ		
	2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	はい・いいえ		
	3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること	はい・いいえ		
	※ 同条第3項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(24)の②	
34 掲示	① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第34条第1項	・掲示物
	※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とは、当該事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等をいいます。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(25)の①	
	② 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第34条第2項	

	③ 重要事項を法人や事業所のホームページや介護サービス情報公表システム等のウェブサイトに掲載していますか。 ※令和7年4月1日から適用	はい・いいえ	地域密着型基準条例第34条第3項	
	※ ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(25)の①	
35 秘密保持等	① 従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	いない・いる	地域密着型基準条例第35条第1項	・雇用時の誓約書等 ・利用者及び家族の同意書
	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定することや、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。		地域密着型基準条例第35条第2項	
	② 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第35条第3項	
	※ 従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(26)の②	
	③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第35条第3項	
	※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(26)の③	
	④ 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はい・いいえ	個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号)	
36 広告	※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)」を参照してください。			
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	いない・いる	地域密着型基準条例第36条	・パンフレット等
37 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	いない・いる	地域密着型基準条例第37条	
38 苦情処理	① 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第38条第1項	・運営規程 ・重要事項説明書 ・揭示物 ・苦情に関する記録 ・指導又は助言に関する記録
	※ 「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 イ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に、苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する 等		地域密着型解釈通知第3の一の4の(28)の①	
	② 苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例第38条第2項	
	※ 苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(28)の②	
	※ 記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。		地域密着型基準条例第42条第2項	
	※ なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。		【独自基準(市)】	
	※ 苦情解決の仕組みについては「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日厚労省通知)を参考してください。			
	③ 市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例第38条第3項	
	④ 市からの求めがあった場合には、③の改善の内容を市に報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例第38条第4項	
	⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例第38条第5項	
	⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、⑤の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例第38条第6項	

39 地域との連携等	① 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（介護・医療連携推進会議）を設置していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第39条第1項	・介護／医療連携推進会議の記録 ・自己評価結果 ・外部評価結果 ・苦情の記録 ・利用者情報
	※ 「知見を有する者」については、同種事業の他事業所の職員等が該当します。法人内部の有資格者は認められません。			
	※ 介護・医療連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この①において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。			
	② おおむね6月に1回以上、①の介護・医療連携推進会議に対し提供状況を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第39条第1項	
	※ 介護・医療連携推進会議は、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者、地域の医療関係者、市町村職員（地域包括支援センター職員）、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること及び当該会議において、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(29)の①	
	※ この介護・医療連携推進会議は、指定申請時には既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものです。 また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者等が、地域の医療関係者とは、 <u>都市区</u> 医師会の医師等、地域医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等が考えられます。			
	※ なお、介護・医療連携推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えありません。 イ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ロ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。 ハ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 ニ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(29)の① 平27老振発0327 第4号・老老発0327 第1号	
	※ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととし、実施にあたっては以下の点に留意してください。 イ 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。 ロ 外部評価は、介護・医療連携推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。 ハ このようなことから、介護・医療連携推進会議において当該取組を行う場合には、地域包括支援センター職員、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。 ニ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えありません。 ホ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成24年度老人保健健康増進等事業「定期巡回・随時対応サービスにおける自己評価・外部評価の在り方に関する調査研究事業」（一般社団法人二十四時間在宅ケア研究会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行ってください。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(29)の②	
	③ ②の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第39条第2項 地域密着型解釈通知第3の一の4の(29)の③ 地域密着型基準条例第43条第2項	
	※ 介護・医療連携推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければなりません。			
	④ 事業の運営に当たっては、提供した指定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第39条第3項	
	※ 地域密着型基準条例第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(29)の④	
	⑤ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	地域密着型基準条例第39条第4項	
	※ 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者に指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、「項目8 提供拒否の禁止」における正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければなりません。		地域密着型解釈通知第3の一の4の(29)の⑤	

40 事故発生時の対応	① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第40条第1項	・事故対応マニュアル ・事故に関する記録 ・損害賠償関係書類
	② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第40条第2項	
	※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。		地域密着型基準条例 第42条第2項 【独自基準（市）】	
	③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ 事例なし	地域密着型基準条例 第40条第3項	
	※ ①～③について、以下の点に留意してください。 ア 事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 イ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。 ウ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。		地域密着型解釈通知 第3の一の4の(30)	
41 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 1 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 2 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 3 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	はい・いいえ	地域密着型基準条例 第40条の2	
※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号） 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。 また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。 ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ② 虐待の防止のための指針（第2号） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援に関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。		平18解釈通知第3の1 の4の(31)		

(高齢者虐待の防止)	③ 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第5条	
	【養護者（養介護施設従事者等）による高齢者虐待に該当する行為】 ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。（高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。） ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 養護者又は高齢者の親族が（養介護施設従事者等か）当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。		高齢者虐待防止法第2条	
	④ 高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報していますか。	はい・いいえ 事例なし	高齢者虐待防止法第7条及び第21条	
	⑤ 高齢者虐待の防止について、従業員への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法第20条	
42 会計の区分	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第41条	・会計関係書類
	※ 具体的な会計処理の方法等については、以下の通知を参考として適切に行ってください。 ・介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号） ・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） ・指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）		地域密着型解釈通知第3の一の4の(32)	
43 記録の整備	① 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第42条 【独自基準（市）】	・各種記録
	② 利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（才及び力、キにあっては5年間）保存していますか。 ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 主治の医師による指示の文書 エ 訪問看護報告書 オ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 カ 利用者に関する市町村への通知に係る記録（項目26参照） キ 苦情の内容等の記録 ク 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はい・いいえ		
	※ その完結の日とは、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。		地域密着型解釈通知第3の1の4の(33)	
第6 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例				
45 適用除外	① 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第8条第15項第2号に該当するものをいう。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者の職種及び員数については、地域密着型基準条例第6条第1項第4号、第9項、第10項及び第12項の規定については適用しない。（本点検表「4 従事者の員数」の看護職員に関する人員基準についての部分を参照してください。）		地域密着型基準条例第43条第1項	・契約書 ・利用者の記録 ・連携体制に関する記録 ・介護／医療連携推進会議の記録
	② 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、地域密着型基準条例第25条、第26条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第42条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。（本点検表「23 主治の医師との関係」「24 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成」の該当部分を参照してください）		地域密着型基準条例第43条第2項	
	※ 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、訪問看護サービスの提供を行わず、連携指定訪問看護事業所が行うこととなります。したがって、訪問看護サービスに係る人員、設備及び運営基準が適用されないことを除けば、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「一型型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）に係る基準が全て適用されます。		地域密着型解釈通知第3の一の5の(1)	
46 指定訪問看護事業所との連携	① 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対し指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第44条第1項	
	② 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は連携する指定訪問看護事業者（以下「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次に掲げる事項について必要な協力を得ていますか。	はい・いいえ	地域密着型基準条例第44条第2項	

